

令和2年6月10日付けで公告しました「令和2年度地域ブランディング創生事業委託業務」の企画提案コンペに関する質問がありましたので、下記のとおり回答します。

<質問1>

業務仕様書3の「ターゲット国（地域）は、台湾、香港、タイ、シンガポールとし、そのなかでも訪日旅行に強い関心を持つ訪日リピーター層をターゲットとする。」とは、観光庁が出したデータをもとに訪日リピーター層をターゲットにしたらよろしいでしょうか。又は三重県独自でデータを取っており、そのデータを基準と致しますでしょうか。

<回答1>

観光庁が公開しているデータを含め、企画提案者が利用可能なデータに基づき、ターゲット国（地域）である台湾、香港、タイ、シンガポールのそれぞれにおいて、当事業におけるターゲティングについて提案を行ってください。

<質問2>

業務仕様書4（1）ウの「海外向け動画に使用する言語は、英語を必須とすること。」とは、動画には映像だけでなくナレーションが必修ということでしょうか。

<回答2>

ナレーションが必須というわけではありません。タイトル、セリフ、ナレーション、字幕などで外国語を使用する場合には、英語のみの表現は可とするが、英語以外の外国語のみは不可という意味です。

<質問3>

業務仕様書5（4）アの「4（1）で制作した動画及び昨年度に三重県が制作した動画を活用したデジタルプロモーションについて、具体的な手法を含めて1件以上提案すること。」とは、ターゲット国（台湾、香港、タイ、シンガポール）で作成した映像を放映する効果的な場所を意味するのか。又は、海外でのプロモーションとしてイベント運営の一環として考えておりますでしょうか。

<回答3>

動画を活用したデジタルプロモーションであれば、どのような手法を提案いただいても構いません。

<質問4>

業務仕様書5(4)アの「三重県内の観光地等を撮影したライブ動画配信の手法が可能であれば提案すること。」とは、今回、ソーシャルネットワーキングサービスをライブ配信致しますが、それ以外のライブ動画配信のチャンネルとしての手法提案を求めていますでしょうか。

<回答4>

業務仕様書4(3)の「ソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)の活用」については、三重県が指定する動画を三重県が指定するFacebook及びInstagramアカウントを使用して投稿することを業務としており、ライブ配信を行うものではありません。

他方、業務仕様書5(4)の「動画を活用したプロモーションの実施」に係る提案として、SNSを活用したライブ動画配信の手法を提案することは可能です。もちろん、それ以外のライブ動画配信のチャンネルを提案いただくことも可能です。